

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成29年11月21日午後2時00分から午後4時00分まで

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

出席者

司 会 中 里 智 美 (水戸地方裁判所長)

裁判官 小笠原 義 泰

検察官 大 川 宗 賢

弁護士 松 沼 和 弘

裁判員経験者1番 女性40代 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 男性40代 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 男性40代 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 女性30代 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 男性50代 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 女性60代 (以下「6番」と略記)

報道関係者 読売新聞, 朝日新聞

1	はじめに . . . . .	2
2	裁判員を経験された全般的な感想 . . . . .	3
3	検察官, 弁護人の冒頭陳述は分かりやすかったか . . . . .	8
4	証拠調べは分かりやすかったか . . . . .	16
5	検察官の論告, 弁護人の弁論は分かりやすかったか . . . . .	28
6	報道機関からの質問 . . . . .	30
7	これから裁判員になられる方々へのメッセージ . . . . .	37
8	最後に . . . . .	38

## 1 はじめに

### 司会

本日は、お忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。私は、水戸地方裁判所長を務めております中里と申します。本日の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

はじめに意見交換会を開催している趣旨、意味について若干御説明いたします。平成21年5月に裁判員制度がスタートしてから9年目になりますが、県民、国民の皆様の御協力を得まして、概ね順調に運用されていると思っております。

もともと、審理のやり方などについては、検察官、弁護士、裁判官はそれぞれの立場で努力をして、工夫もしているわけですが、まだまだ改善の余地があると思っております。そこで、本日は、分かりやすい審理ということを中心的なテーマとして、裁判員を経験された皆様から率直な御意見を伺って、今後の改善につなげるための参考にさせていただこうと思っております。

また、裁判員を経験されていない方は、まだまだたくさんおられるわけですが、裁判員制度の内容がよく分からないために、あまり参加したくないと思っていられる方も多いのではないかと推察しております。裁判員を経験された皆様のお話は、そのような方々へのメッセージにもなると思っておりますので、本日はそのような観点からのコメントもお願いしたいと思っております。

それでは、本日の意見交換会に出席していただいている検察官、弁護士、裁判官から自己紹介をしていただきます。

### 検察官

水戸地方検察庁検察官の大川と申します。私は今年の4月から主に裁判員裁判を担当しております。本日は、自分たちが検察官として立証していく上で、分かりやすく立証するためにはどうすればいいかということで皆さんの意見をお伺いできればと思っております。

### 弁護士

茨城県弁護士会所属の弁護士の松沼と申します。裁判員裁判の事件は通算で10件近く担当していると思いますが、検察官と違って弁護人は全ての事件に関わるわけではないので、どうしても裁判員裁判についての経験が少なくなりがちです。また、裁判員の皆さんが審理の分かりやすさなどについて、どのような考えをお持ちなのかを知る機会も少ないので、今日はいろいろな意見をいただければ、弁護士会としても、今後の弁護活動の参考にさせていただけると思っております。

裁判官

水戸地裁裁判官の小笠原と申します。水戸地裁の裁判員裁判の一部の事件の裁判長を担当しております。今日、皆様からお伺いしたお話を、今後の事件の審理ですとか、評議に生かしていきたいと思っております。この中には私と一緒に事件を担当された方もいらっしゃいますが、そういったことがあっても、忌憚のない御意見をいただければと思います。裁判所、裁判官の耳に痛い話もどんどんしていただければと思います。

## 2 裁判員を経験された全般的な感想

司会

それでは、最初の話題事項に入っていきます。まず裁判員を経験された全般的な感想をお話いただければと思います。裁判員裁判に参加して印象に残っていること、感想など、何でも結構です。

はじめに私の方から、それぞれの方が担当された事件を簡単に紹介いたしますので、それについて全般的な感想などをお話いただければと思います。なお、担当された事件の数が多い場合は、そのうちの主な事件だけを紹介するというようにいたします。また、皆様のプライバシーのことを考えまして、御出席いただいている裁判員経験者のお一人お一人を1番さん、2番さんというように番号で呼ばせていただきますので、御了解いただければと存じます。

それでは、1番さんが担当された事件ですが、被告人が高齢の女性が運転していた自動車の進路前方に立って、車を停止させ、被害者を車外に引きずり出し

て、路上に転倒させるなどして、自動車や現金などを奪い、その際、被害者にけがをさせたという強盗致傷事件です。被告人がこの事件の犯人かということが争点になったと聞いております。

## 1 番

まず、選ばれたときは、専門ではない一般の者ができるのかという不安と、テレビとかでしか見たことのない法廷で、裁判官と同じ目線から裁判が見られるという好奇心が半々ぐらいで、裁判員といっても、参考程度の意見を聞かれるくらいなのかなと思っていたのですが、実際に始まってみると、一人一人の意見を言って、それに対して議論をして、裁判官と裁判員全員で進めていくという感じだったので、すごい責任を感じました。やっていくうちに、裁判の流れとか、刑の決め方とか、大変さがいろいろ分かったので、とてもいい経験になりました。

## 司会

2番さんが担当された事件は、共犯者が衣類を用いて被害者を椅子に縛り付け、被害者の口に紙のようなものを詰めてキャッシュカードなどを強奪し、その結果、被害者を死亡させた際に、外国人の被告人が共犯者からの指示に従って、衣類を手渡すなどして、その手助けをした強盗致死幫助という事件、その他、不法残留、在留カードの偽造、窃盗幫助という合計四つの事件でした。被告人が共犯者の強盗の意図を認識していたかなど、多くの点が争点となりました。

## 2 番

自分の感想としては、今回参加させていただいて、よかったなと思っております。約1か月、14日間の裁判で長かったのですが、私個人としては、国民の代表として自分の意見はしっかり言えたと思っております。話合いの場というのは、もうちょっと硬いものかなと思っていたのですが、裁判長を始め、裁判官の方々はとてもよくしてくださいまして、和やかな雰囲気最後まで誰も欠けることなくやれましたので、すごくいい思い出になりました。

これに出席させていただいてからは、新聞の裁判欄を常に読むようになって、

いろいろな事件があるんだなと関心を持って、現在、注視しているような状況です。

司会

裁判に対する見方がちょっと変わった部分があるということになりましょうか。

2番

そうですね。ニュースとかを見ていて最近思っているのは、この判決は軽いのではないか、これは重すぎるのではないか、逆に、これでは被害者が可哀想ではないかと思えるような判決が多いような気がしています。そういったことは、裁判員裁判に出させていただく前は何も考えてなかったんですが、裁判に出させていただいてからは、そういう目線で事件を見るようになりました。

司会

3番さんが担当された事件は、被告人が交際相手の女性被害者宅に侵入し、被害者に復縁を求めたが、断られたため、被害者を強姦しようと考え、着衣を引きずり下ろすなどの暴行を加えて被害者にけがをさせましたが、抵抗されて未遂に終わったという住居侵入、強姦致傷事件と、別の被害者に対する強制わいせつ未遂事件で、量刑が争点でした。

3番

まず、選ばれるまでは、裁判員制度は知っていたのですが、特に詳しく調べたりしているわけではなかったもので、それから実際に自分で少し調べるようになりました。

裁判員裁判が終わった後に、周りの人に聞いてみても、やはり制度自体は知っているけど、どのように選ばれたり、どういうことをするかということを全然知らないという人が多くて、聞かれる内容としては、どうやって選ばれるのかというところをよく聞かれます。

会社で発表する機会がありましたので、少し統計とかを見てみたのですが、参加率がどんどん落ちている、ネットとかでも、そういう情報が載っていると思い

ますが、今回、裁判員裁判の経験をして、やっぱり選ばれたくないというのが、どこかにあるのかなというのはちょっと感じました。

ただ、実際に自分が出てみて、やってみて、すごくよかったと思っています。それは、今まで裁判の結果を見て、自分で刑が軽い、重いとか思っていたところが、その裏側には、いろいろな話合い、証拠を一つ一つきちんと話し合っ、その上でみんなで決めた量刑だということを考えることが多くなりました。

司会

4番さんが担当された事件は、被告人が覚せい剤使用による精神障害の影響で、交際相手の失踪に被害者が関与していると思込み、これは老齢の男性ですけれども、殺意を持って被害者を自動車でひくなどして、けがを負わせた殺人未遂事件、その他、覚せい剤使用、窃盗、傷害、合計六つの事件です。殺意の有無や責任能力などが争点になりました。

4番

裁判員裁判に参加させていただくことが決まって、最初はすごいびっくりしました。自分の意見を言うのが苦手なところもあったりしたので、不安もあったのですけれども、今回の経験で、人生のとてもいい経験をさせていただいたと思います。

補充裁判員の方が、裁判が進むにつれていなくなってしまったので、ぎりぎりの人数で最後まで進めていたのですが、無事に終わることができて本当によかったと思います。量刑を皆さんで話し合っ、決めていくに当たっ、自分の意見も責任が重いし、責任の重さとかをすごく実感しました。

司会

責任が重いというお話がありましたけれども、結論はチームで出していくという趣旨の話は、裁判官から説明があったでしょうか。

4番

裁判官の説明に基づいて一人一人が意見を出して、それを合わせて決めました。

分かりやすい説明があったので、よかったと思います。

司会

5番さんと6番さんは、同じ事件を担当されております。これは重い精神的な疾患のため思考能力が低下した被告人が、生後約2か月の長女の首を両手で絞め付けて殺害した殺人事件で、量刑が争点でした。

5番

まず一番最初は、非常に不安だなという気持ちでした。一体自分がどうしたらいいのかなというところが、自分の中で非常に不安に感じました。

担当した事件が、嬰兒殺人という今まで身の周りにないような事件で、法的な知識とかも自分にはないので非常に不安だったのですけれども、参加していく中で、みんなでそれぞれ自分の意見や考え方を話している間に、決して法的な知識は必要ないのではないかと思うようになりました。それぞれの環境の中で感じることを一人一人が発言することによって、みんなで考えられていったことが非常によかったと思います。ですから、その中に自分の意見が含まれたことについては、最終的に出た結論についても満足しました。参加したことにも非常に満足しています。

翌日の新聞に記事が出たのを見たとき、初めてやっと終わったのだという、そういうほっとした気持ちになりました。裁判自体は5日間でしたけれども、新聞記事で発表されたことによって、自分がそこで一つの役目を終えたというのが非常に心に印象に残ってます。

6番

結論から申し上げて、お引き受けしたこと、とてもよかったと思っています。最初はすごく不安だったんですけれども、あなたの事件はこれですという書類を見たときに、もっと残忍な、例えば血がいっぱい出ているような写真とかを見るのは嫌だなと思っていましたので、それはないだろうということで、そのことについては安心しました。

裁判のことも、基本的なことかもしれませんが、案外、私を含めて他の方たちは、裁判員は量刑まで決めることは知らないのです。私が、量刑も話し合っ  
て決めていくって言ったら、みんなびっくりして、そんなことできるのとか言われて、それはもちろん以前の判例とかを裁判官から説明を受けるし、それに従ってではないですけど、それを参考にして話をしていくので、全く知識がなくてもそれなりにやっていけると説明をしました。

量刑を決めることで、6分の1かもしれないけれども、やっぱり被告人に対しての責任も生じるわけですから、そういった重みも被告人と一緒に背負いながら決めていく、そのように感じていました。

司会

皆様から全般的な感想をお話いただきましたが、皆様参加して、結論としては、いい経験だったとおっしゃっていただきまして、非常にありがたく思っております。

### 3 検察官、弁護人の冒頭陳述は分かりやすかったか

司会

それでは次に、話題事項のうち、法廷での審理に関する感想、意見というところに入っていきたいと思います。先ほど申しましたように、審理が裁判員の皆様にとって分かりやすいものでなければ、その後すぐに始まる評議で意見を述べる  
ことができないと思います。そういう意味では、法廷でどういうことが問題にな  
って、どういう立証がされたのかということが分かりやすいということが非常に  
大事だろうと思っております。そこで、法廷での審理が分かりやすかったかとい  
うことを今日のメインテーマとしてお話を伺っていきたいと思っております。

それでは、審理の順序にしたがって、項目ごとに分けて感想、御意見を伺って  
いきたいと思います。まず検察官が起訴状に記載された犯罪事実、これは公訴事  
実と申しますけれども、これを朗読した後、被告人と弁護人が公訴事実を認める  
か争うかなどについて述べるという冒頭手続があります。これは通称で、罪状認

否などと呼んでおりますが、その後証拠調べの手続に入ることになっております。その証拠調べの冒頭、最初に冒頭陳述といいまして、検察官と弁護人がそれぞれの主張あるいは事件の見立てなどを述べるということになっています。特に立証責任のある検察官ですと、こういった事実を証拠によって証明するということ述べるということになりますし、弁護人はそれに対する反対の主張などを述べていくということになります。あるいは、弁護人も証拠を出すのであれば、こういうことを立証するということ述べるということになるわけです。

そこで、皆様方が検察官、弁護人の冒頭陳述を聞いて、検察官と弁護人の事件に対する見方の違いとか、あるいはどういった点に着目して、この後の証拠調べを見ていけばいいんだろうかと、そういったことが理解できたか、いわば証拠調べの予告編的な役割だと私は理解しているんですけども、そういった今後の証拠調べを見るポイントなどが理解できる冒頭陳述だったか、あるいはそもそも頭に入ったかどうかという点もあるかと思うんですが、そういった点について、感想、御意見などを伺いたいと思っております。

## 2番

自分は正直な話をすると、頭に入ってこなかったです。14日間の長丁場だったもので、何日か前に聞いた話の内容の記憶がだんだん薄れていくというのもありましたし、みんな疲れて集中力が低下してきているというのもあったと思うのですが、検察官、弁護人が主張したいことが、リズムよく聞ける話の流れになっ てなかった部分があったと思うのです。自分も勉強不足ではあったと思うのですが、話の内容の核を捉えるというのは、自分にとっては難しかったです。ただ、書類が用意されていたので、それを見ながら、こういうことを言ってるのだな、こういうところはそう言ってるのだなっていうのを大まかに捉えるといった形で聞いていました。

## 司会

初日にあった冒頭陳述ですが、配られた書類というのは、検察官はA3判1枚

のものと人物関係図，それから弁護人はメモのようなものと，あとパワーポイントの画面もあったようですが，ちょっと分量が多すぎて，そもそも頭に入らないと，そういう問題はあったんでしょうか。

2番

はい。これをじっくり読むということがなかなかできませんでした。時間を見つめることも難しかったですし，もう大まかにざっくりと捉えていかないと，事細かく話合いをするんですけど，そこまでの細部が入ってこない，忘れてしまうというのがありました。これは長丁場の宿命のような気もするんですが，長くなればなるほど，そういうことが起きてくるのかなと。ただ，振り返ってみんなと話合いはできてましたので，その辺の裁判官の方々のうまい進行というのはあったと思います。

3番

私のときは，それほど事件の内容が複雑ではなかったもので，内容としては問題なく入ってきたと思います。量刑を判断するとき，相手の心の問題というか，どう受け取ったのか，そういうところの部分をどう捉えるかによって変わってくる，そこが論点というか争点になる部分だったので，そこをどうこの後やっていくかっていうのが，分かったかなと思ってます。

司会

配られた書類は検察官，弁護人ともA4判1枚ということで，若干文字の情報量は違いますけれども，これぐらいならば情報量という点では問題がなかったかなという印象でしょうか。

3番

そうです。

4番

冒頭陳述の資料は，検察官の冒頭陳述メモがすごい分かりやすく，若干そちらの目線で寄って考えてしまいがちになってしまう思いもあり，分かりやすか

ったです。

司会

若干，検察官目線になりそうというような感想ですが，冒頭陳述というものが証拠そのものではないということは，例えば，事前に裁判官から説明があつて，理解はできていたということによろしいでしょうか。

4 番

はい。

司会

それから，この冒頭陳述は人物相関図が付いていますが，こういうものがあると今後の証拠調べを聞く上で分かりやすいのかどうかといった点はいかがでしょう。

4 番

多くの方が出てきていたので，人物相関図があつて分かりやすかったです。

5 番

冒頭陳述については，どちらも具体的で，非常に分かりやすい内容だったと思います。ただ，いろいろ文面を見ていく中で，検察官の書いている内容については，冷たいという印象，非常に何か冷酷な感じで書いているような感じがしましたし，弁護人の陳述を見ていると，非常に甘い，それから何かずるいというような印象を受けました。最終的に結論を出していく中で，最初からお互いに同じ方向で進んでいくと，結論も何かすっきりしない感じになると思うので，最初の段階でこの意見が両極端であったのは，非常によかったと思います。

あと，被告人の病名が，とにかく私は初めて聞く言葉だったので，初日から，あと終わってからも，何かまだもやもやしているような感じがあつて，もう約半年経っていますが，最近になって，自分の周りの環境とか，他の事件とかを新聞で見たりしているときに，やっと今，分かりかけてきているような気がします。冒頭陳述についてどうかと言われれば，どちらも具体的で分かりやすい内容だっ

たと思います。

司会

鮮明に見方の違いが出てたので、それは、かえって良かったのではないかと、そういうことでしょうか。

5 番

はい。

司会

被告人の病名の理解については、証拠調べの中で精神科医の尋問がされていますので、その際にまた理解度がどうだったかということもお聞かせいただければと思います。

6 番

裁判が始まってすぐのことで、こちらも勝手が分からない、多分ものすごく興奮していて、説明を聞いてはいるのですが、頭に入ってこないというときに、先に検察官から始まると思うのですが、検察官は専門用語が多かったという印象と、あと、生い立ちのことについて、すごく長く述べられていました。途中で裁判官が生い立ちについては、もう少し手短かにしておっしゃられたので、もう少し最初から手短かにしていただいていた方が分かりやすかったかなと思いました。

弁護人は、検察官よりは私たちにも分かりやすい説明をしてくださっていたように思います。

司会

今おっしゃられた専門用語というのは、手元の資料ですと、心神耗弱という言葉が出てきますね。

6 番

心神耗弱については、何となく分かるんですが、多分私自身が緊張していたからだと思いますが、裁判の中でしか使われない言葉、例えば、「被告人」と言われただけでドキッとしちゃうとか、多分そういったことです。あと表現も硬いで

すね。義父とか義母とか，そういった硬さもあるし，私の緊張度合いもあるしで，それで多分，頭の中でのくるくる回転はしていたけど，空回りしていたというような感じなんですね。

司会

審理の初日で，朝10時からスタートして，始まって10分，15分でそれぞれの冒頭陳述が始まるということで，初めて法廷に入って緊張感も抜けないと，頭に入るのがそもそも難しいと，そういうことでしょうか。

6番

そういうような感じでしょうか。ですから，そんなことしちゃいけないのかどうか分からないですけど，例えば，前日，冒頭陳述のところのそれぞれおっしゃっていた部分の文章だけでもちょっと見せていただければ，一晩置けば，またクリアな気持ちで聞けたのかもしれないです。

1番

私の事件は，そんなに長い冒頭陳述ではなかったと思うので，難しい言葉もなかったし，流れ的にもすごくよくて分かりやすかったです。

司会

この事件は，被告人が犯人かどうかということが争われていたわけですが，冒頭陳述を見ますと，被告人に前科があるということが書いてあるんですよ。そういう冒頭陳述をお聞きになって，何かその場で思ったことはありますか。例えば，こういう記載があると，これってそもそも犯罪をする人なんじゃないのかとか，そのように思うことはなかったでしょうか。

1番

そうですね，やはりそういう先入観はありました。

司会

それでは，冒頭陳述について，検察官，弁護人の立場で皆さんの御意見等を聞いての感想，あるいは御質問したい点があればお願いいたします。

## 検察官

2番の方にお聞きしたいのですが、冒頭陳述が1日目にありまして、14日間裁判を進めていく中で、例えば、2日目に今日はこの冒頭陳述のこの場面を証明していきたいと思っていますというような検察官のアナウンスとか、そういったものはあったのでしょうか。

## 2番

その日にこういう話をするというのが紙面上に書いてあって、それに沿って話は進んでいくので、一応その日、何を話すかということは大まかに分かっていたと思います。ただ、話の内容がだんだん複雑になったり、違う方向にそれたりというのがあって、それを記憶として留めておくのが、なかなか難しかったです。時間が押していたこともあって、スーと進んでいってしまいました。

## 司会

例えば、検察官の方から、今日の証人はこの冒頭陳述のうち、この部分についてお話いただく人ですとか、そういう前置きがあってから証拠調べが始まったかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

## 2番

もちろん、それはきちんと順序立ててやりました。ただ、3名の女性の従業員の方がいたのですが、みんな顔が似てしまう、本名以外に源氏名があって、この人が誰さんみたいな感じだったりとかするので、そういった違う意味での理解というか、複雑さというのだったかなと思います。

あと、検察官が裁判慣れをされているんだと思うんですけど、やっつけていく感じというか、そういうのが見えてしまい、自分はちょっとテレビドラマの見過ぎだったなど、一人一人すごい思い入れがあってやるのかなと勝手に思っていたので、そうじゃないんだなって思いました。弁護人も同じでしたけど。

## 弁護士

2番の方の担当された事件は、ものすごく争うポイントが多いのですが、こう

いう事件の冒頭陳述は、弁護側としてどこまで詳しくやったらいいものかって、必ず迷うんです。

先ほどおっしゃったように、冒頭陳述では大筋の流れをリズムよくやってもらった方が頭には入ってきやすい。それで、審理の中でさらに突っ込んで細かく、あそこのポイントについて、もう少し掘り下げますよみたいな感じでやった方がいいのではないか、冒頭陳述は特に緊張されていると思うので、あまり細かく言うのはやめておこうという判断を結構するんです。私もできるだけ骨組みだけでやった方がいいんじゃないかと思っているので、その辺の感触をお聞きしたいと思います。

## 2番

この事件の弁護人は、何か話の中でポンと振られたとき、戸惑ってしまっている感じで、何を言ったらいいんだろうという一呼吸があって、場の雰囲気ガラッと変わる、話合いのリズムが少し崩れてしまうというのがありましたので、枠組みで分かりやすく大まかな方がいいのかなと思います。

## 弁護士

茨城には二百何十人かの弁護士がいますが、いまだに1件も裁判員裁判の事件を担当していないという方も結構たくさんいます。

私は多分、最も多い方になるんですけども、それでも10件とかそのぐらいです。そうすると、なかなか経験を積みにくく、冒頭陳述は普段やっていないので本当に迷うところです。今回でいうと5番さん、6番さんの事件を担当しましたが、ああいう事件だと、結局争うポイントが量刑だけという感じになって、そうすると、そんなにたくさん言わなくてもいいというか、本当に大事なところ、弁護人なりの見てほしいポイントだけをシンプルに冒頭陳述で、こことこことこを注意してよく見ていただきたいというような指摘の仕方を割とするようにはしています。長々と言ったところで、冒頭陳述の一番最初の10分ぐらいで、頭に入ってくるだろうかっていったら、自分が裁判員だったら入ってこないだろう

など思うので、できるだけシンプルにやるようにしているんですが、5番さんと6番さんに伺いたいのは、冒頭陳述、先ほどおおむね分かりやすかったとおっしゃっていただけたと思うんですが、資料として書面1枚、本当に項目だけを挙げたものをお渡しして、その内容を順次口頭でしゃべっていくという形をとって、なおかつ、難しい言葉を、あるいは硬い言葉を使うのは極力やめようと、とにかく分かりやすく、柔らかい表現で言った方が入ってきやすいのかなと注意をしてやっているつもりなんですけど、そこがどういう印象を持たれたのかなというところは気になるところです。先ほど大分おっしゃっていただいたので、これ以上おっしゃることはないかもしれませんが、もう少し何かあれば、厳しいことでももちろん構いませんので伺えればなと思います。

#### 5番

先ほど申し上げたように、文章的に非常に柔らかい表現で、よく耳にする言葉で書いてありました。何か共感するようなところも非常にありましたので、私は初めて見た文章としては非常に分かりやすかったと思います。

#### 6番

私も、弁護人の冒頭陳述は、女性であったってこともあると思うんですけど、表現が柔らかくて、事件のストーリー性もあったので非常に分かりやすかったです。検察官はダイレクトにというか、そういった世界で暮らしている方なので、どうしても表現が硬くなってしまいたいんですし、検察官の方が順番も先になってしまいますよね。ですから、私たちの心の準備もできていない上に、難しい単語をどんどん言われると何かよく分からないなみたいな感じになってしまったんですけども、弁護人のお話を聞いて、ようやくちょっと心の落ち着きを取り戻せたみたいに、そんな感じに思いました。

#### 4 証拠調べは分かりやすかったか

#### 司会

続きまして、証拠調べそのものが分かりやすかったかということですが、

証拠調べは大きく分けますと、図面や写真を含む証拠書類の取調べの部分と、証人尋問や被告人質問、要するに人の話を聞く部分とに分けられます。

まずは、図面、写真を含む証拠書類の取調べ、証拠調べが分かりやすかったかという点について、御意見、御感想などを伺いたいと思います。例えば、その証拠書類によって何を立証する証拠書類なのかということがお分かりになったかどうか、あるいは図面や写真というものが恐らく画面に映されたりもしたんだと思いますが、見て分かりやすいものだったのか、中には供述調書、人が話した内容を記録した調書を朗読するという場面もあったようですけれども、その朗読を聞いて頭に入ってきたかとか、これに限らずいろいろな切り口があるかと思うのですが、何でも思い付いたことで結構です。

3 番

証拠書類に関しては、それほど不備があったっていう感じはなかったです。ただ、図面などで、どうなっているのかなという疑問が出たとしても、結局回答が出ないことがありました。仕方がない部分もあるのかなと思うんですけど、その後から追加で情報があればとは思いますが。難しいのかもしれないですけど、疑問に思ったことが反映される、その意見が反映されることができるのかと、そういうことはちょっと感じました。

司会

この事件では被害者の話を記録した書面が読み上げられたと思うんですけど、その朗読は分かりやすかったですか。

3 番

そうですね、記載自体はすごく分かりやすかったんですが、証人尋問がその後にありまして、文面と実際にその人と会ったときの印象が大分違ったので、何かもやもやしてする感じがありました。

4 番

全体的に証拠調べは分かりやすくて、凶器や車の位置とかも、図面や、あと創

部の写真やタイヤ痕とか、そういうものとかいろいろありましたが、それも分かりやすかったです。車は、自分では運転しませんが、証拠調べを見てイメージできましたし、分かりやすく裁判官に解説していただきました。

司会

例えば、証拠書類をどのように調べていくかという、その順番ですね、証拠書類を見せられて聞かされる順番、そういうのも何か分かりやすさに関係しているといえますか、そういう点はありますでしょうか。

4 番

事件ごととか場面ごとにアナウンスして進んでいったので、分かりやすかったと思います。

5 番

今回の担当した内容だと、アパートの図面、部屋の配置図、それから首を絞めた状況というような内容だったと思うのですが、証拠とか証拠図面がとても少なかったのも、その事件を想像するには非常に物足りなかったと思います。部屋の配置図の中で、ベビーベッドがこの辺にあったかなというようなことはありましたが、結局、写真とかそういうのはほとんどなかったと思います。

6 番

図面や写真は、元々そんなに複雑な事件ではなかったので、あれで十分だったと思います。裁判のとき、赤ちゃんの人形を持っていただいて、実際どのように絞めましたかみたいな質問があって、その後で被告人がやるんですけど、それを見て生々しくてちょっとドキッとしたんです。私だったらちょっとあれは耐えられないと思いましたが、被告人は意外と何かあっさりっていうか、人ごとみたいに割と簡単になさっていたので、やっぱり何か心が病んでいる人なのかなと思って見ていました。

司会

今お話をされたのは、被告人質問の場面ですね。やっぱり見ている方としては、

ちょっと辛かったというか、ドキッとしてしまったということですか。

6番

人形だけど、ドキッとしたなというのと、本人の表情がうつろな感じがして、それもまたちょっとショックな感じがしました。

1番

証拠書類の中に写真がありまして、それで被告人の顔を確認したりとかするのにすごく役に立ったのですが、ただ、この事件は冒頭陳述にも決定的な情報がないと書いてありましたが、その証拠書類が判断材料になるかといったら、ちょっと難しい感じでした。なので、もっと分かりやすい証拠書類があると、判断に迷わなかったというような気がします。

司会

なかなか直接の判断の根拠になるような証拠がないので、立証する側も御苦労されているのだと思うのですが、そういう証拠のあり方だったので、聞いていても、ちょっとこれだけでは直ちに結論には行かれないなというような、そんな印象をお持ちになったということでしょうか。

1番

はい。

司会

最後に2番の方ですが、2番さんは、やはり事件が多数ございますので、たくさん書類が調べられたと思います。他の方と違うのは、取調べのDVDというのを御覧になる場面が公判であったと思うのですが、最初に、その取調べDVDを見た印象とか感想というのがありましたら、それをお聞かせいただけますでしょうか。

2番

確か、30分ずつに分けて見させていただいたと思います。可視化を目指してのものだと思うのですが、よりリアルというか、取調室はこのような感じなんだ

と、これを見た人の印象がどちらに傾くのか、見る人によって変わるとは思うのですが、大変貴重なものを見させていただけたなと思ってます。

司会

恐らく取調べの状況が問題になっていたから、それを調べたのだと思うのですが、それをどう受け取るかというのは、見る人によって、多分印象が違うのではないか、そういう印象ですか。

2番

はい。

司会

では、DVD以外で証拠書類もたくさん出たと思うのですが、それについての分かりやすかったかどうかという点はいかがでしょう。

2番

犯行現場の部屋の写真と見取図があったのですが、見取図がちょっと分かりづらかったです。ソファがどこに置いてあるのかとか、テレビがどこか、犯行現場がどこかっていうのが、写真とどの角度でどうなのかっていうのが、ちょっと分からなかったなというのを思いました。

司会

写真を調べるときに、これは図面でいうと、この角度から撮ったものですよということで、図面の方に矢印が出たり、付けられている場合もあるかと思うのですが、そういうのはあまりなかったということでしょうか。

2番

ちょっと詳細には覚えてないですけど、そういったものがなかったのもので、裁判長が、このようにしてくださいとおっしゃられていたように思います。

司会

それでは次に、証拠調べの中で、証人尋問、被告人質問が分かりやすかったかどうかという点に入っていきたいと思いますが、まず質問の仕方自体に問題がな

かったか、例えば、声が小さかったとか、早口で何を質問しているのか分からなかったとか、そういった基本的な質問の仕方、話し方といいますか、それ自体で何か問題がなかったかという辺りです。もちろん、他のこともお気づきの点があれば併せて述べていただければと思います。

4 番

証人尋問や被告人質問で、弁護人が早口だったり、何を意図して質問しているのか分からないことが時々ありました。

司会

それは弁護人ですか。

4 番

はい。

司会

その場では、何を意図した質問だったか分からなかったけれど、質問が続いていくうちにとか、あるいはその後、最後になって、こういう意味で質問してたのかとその疑問は解消されたでしょうか。

4 番

残念ながら、解消はしませんでした。

5 番

まず証人尋問と被告人質問の前に、私の事件の場合ですと、証人がお父さんとお母さんだったんです。その裁判をやっていく中で、やはり本来は、夫も証人として参加してもらえれば、もっと中身が分かったのではないかと、そういう疑問がありました。

それと、先ほどもお話しましたが、被告人の病名というのがちょっと私はよく分からなかったもので、保健師も証人として、もし出てくれれば、もっと理解ができたのかなって感じました。証人尋問とか被告人質問とかの以前に、参加すべき人がもっといたのではないかと感じました。

司会

精神科医の証人尋問が行われているんですが、その中では、被告人の病名についての説明はなかったのでしょうか。

5 番

ありました。

司会

その説明自体は分かりやすかったけど、まだ腑に落ちないとか疑問が残っていたということか、それとも説明自体がいま一つ分からなかったということか、その辺りはいかがですか。

5 番

説明は非常によく分かったんですけども、その背景として、事件を起こしてしまった背景がちょっと分かりづらかったんですね。だから、保健師とかがいれば、そこで助けられたかもしれないというようなこともいろいろその裁判の中でありましたので、証人尋問については、問題なく理解できるものだったんでしょうけれども、資料としての証人が不足していたのではないかと感じました。

司会

では、同じ事件について6番さん、いかがでしょうか。

6 番

まず質問の仕方については、特に分かりにくかったことはありませんでした。私もそれは思いました。5番さんがおっしゃったように、できたら保健師が直接被告人とお話なさっていたわけですから、その方が来てくださって、直接お話を聞けたら、もっとそのときの彼女の心のあり方みたいなものがもうちょっと分かったかもしれないんです。お仕事の関係もあったのかもしれないですけど、その方は来られてなくて、精神科医の医者が来られて、一般的なお話としての被告人の病名のお話をなさったと思いますが、元々精神的な疾患を持った人のことをそんなに悩みもない私たちがどこまで推し測れるのかっていうのもすごく難しい、

想像の世界でしかないので、多分すごく苦しかったんだろなということはあるけど、だからといって、どこまで分かっているのかもよく分からないなっていう感じで、進めていったという感じはします。

司会

それから、先ほど6番さんのお話ですと、被告人質問の中で、人形を使って首を絞める状況を再現したという話がありましたが、それは後で振り返って、そういう再現は、判断する立場から見ると必要だったのかどうかという辺りは、どんな感想をお持ちでしょうか。

6番

正直ちょっと、あそこでやってって言われるのは、私的には厳しかったです。例えば、写真でも良かったのではないかと思います。人形を使った写真で、こうなんですよと見せられた方が、まだショックとしては耐えられたかもしれないですけど、人形でも何かすごく生々しい感じがして、何かパーと思ったのは確かです。それはちょっと厳しい感じはしました。

司会

それでは次に、1番さんですが、証人尋問、検察官の尋問があったかと思うんですが、あと被告人質問ですね、この辺りの場面いかがでしょうか。

1番

多分事件が結構年月が経ってから証人尋問、警察官がされていたと思うのですが、そんなにはっきりした記憶ではなかったという感じのお話だったので、時間が経っているから仕方がなかったのかもしれないですけど、そんなに参考にはならなかったという感じです。被告人質問は、被告人がすごい堂々とされている方で、はきはき答えていたので、もうちょっと核心をついた質問をしていただいて、被告人が動揺するような質問をしてもらえると、様子を見られたかなという感じでした。

司会

今のお話ですと、被告人質問について、どうしてこの事件でこういうことを聞かないといけないのだろうという質問の内容について、どうも了解できなかったとか、そういう場面があったということになりますか。それとは、別の問題でしょうか。

1 番

そういう感じではないです。

司会

では、何かもっと核心部分、パッと聞いてもらえないかなという、そんな印象だったということですか。

1 番

そうです。

司会

そのときは裁判員か裁判官から補充の質問はされたでしょうか。

1 番

裁判員も多分全部質問されて、裁判官からも質問があったと思います。

司会

それでは、2 番の方ですけども、通訳を介した証人尋問とか被告人質問についての印象とか、あるいは改善点として何か考えられることがあるでしょうか。

2 番

質問に対して、通訳人が被告人に話をして、被告人が言うことを通訳人が聞いて、それを通訳するんですけど、質問と答えがかみ合っていないとか、正直言うと、それでかなりのストレスをみんなが感じて、話を聞くということがこんなにストレスを生むんだっていう場面がすごくありまして、それで伝染するらしくて、検察官がもうかなりイライラされていて、声が大きくなったりとか、高圧的にちょっと見えたりとか、逆に今度、弁護人は全くそれに反応しないで、もっと弁護しなきゃだめなんじゃないかっていうぐらい、後ろ側に出ている感じで、掛け合い

になってない感じがすごく浮き彫りになったような気がします。

司会

質問と答えがかみ合わないというのは、通訳の問題なのか、それともそれ以外の問題なのかという辺りは、何か感じられた部分ありますか。

2番

正直言うと、答えは分かりません。通訳人が悪いのか、それとも、それがちゃんと通じてないから、ちゃんとした答えを被告人が言えてないのか、それは最後まで疑問のままです。

ただ、通訳人が2人いらして、片方の方は、まあまあスムーズにいったような感じがするので、これはもしかすると、その人によっての言葉の捉え方が違うのではないかと、もしかすると、流れとかそういうのも関係あるのかどうか、その辺がもしかすると課題なのかなと思います。

司会

あとは先ほどの話ですと、従業員が3人ぐらい来て、なかなか区別を付けるのが難しいという話があって、冒頭陳述は一応人物関係図があるんですが、それを何か頭に入れながらも、なかなか証人尋問を理解するのは難しかったなという印象でしょうか。

2番

その日は覚えているのですが、これが四、五日経って、あのとき、あの方がこのように発言していましたよねといったときに、ちょっと顔を覚えてないとか、そんなこと言ったかみたいな、もう常にメモしていないと、言ったということにはならないので、そのときはもちろん理解します。ですが、何日かすると、記憶が薄れてしまうことはありました。

司会

証拠書類、証人尋問、被告人質問に分けて、証拠調べについて伺ったのですが、出席されている検察官、弁護人からお聞きしたいこととか御感想があればお願い

いたします。

検察官

検察官の証拠調べで、そこまでの立証は要らなかった、例えば、この証人は要らない、質問で要らない項目をいっぱい聞いている、写真が多すぎるなど印象に残ったことがあればお聞かせください。

5番

少なかったので、もっと欲しかったです。

1番

私も5番さんと同じです。

弁護士

公判前整理手続の中で、弁護士としては、やっぱりできるだけ分かりやすくしたいですし、事件の核心部分に近いところにいる方を証人で呼んで、実際にその場で話していただいた方が、間違いなく内容も分かりやすいし、印象も取れると思います。できるだけ核心部分がある程度分かっている方は呼んだ方がいいと基本的には思っています。

5番さん、6番さんの事件で言うと、確かに被告人の御主人、それから保健師、御主人は、結局その遺族になるわけですね。だから、どちらかと言えば、呼ぶとすれば、検察側で呼ぶということが考えられたのだと思うんです。保健師については、弁護側ではやっぱり、できれば呼びたかったのです。何とか来ていただけないかということで打診はしたんですけども、立場上、呼ぶことができなかったという事情があります。

実際に来ていただければ、もうちょっと詳しく、あるいは実際にその事件直前まで会っていたりするわけですから、そのときに被告人の様子はどうだったのかと、どうしても供述調書を朗読しただけだと、伝わりにくいことは間違いないと思うのですね。だから、その場にいればもうちょっと突っ込んで聞きたい部分を聞けます。でも、朗読しただけだと、それ以上のことは聞けないので、できるだ

け呼んだ方がいいとは思うのですが、なかなかうまくいかないケースが出てきてしまうことはあると思います。

被害者も、本来は、やっぱり証人で出てきていただいて、どういう気持ちなのかを言っていただいて、裁判員に事件の一番本質的な部分を分かっていただいた上で判決を出してもらうことが基本だと思っています。ただ、検察官の方で、被害者が裁判に出たくない、もう関わりたくない、もう本当にあの事件のことは忘れたいと思われる方が多いのは当然のことですので、なかなか裁判に出てきたくないという方が多いというのも事実ですし、性犯罪であったりとか、強盗事件、本当に怖い思いをしてトラウマになってしまっていて、その後の人生が難しくなってしまうこと、本当に多いんです。

なので、検察官としては、証人として本来は呼びたいところだけれども、被害者のお気持ちを考えると、ちょっと呼ぶことも難しいかなというところがあって、弁護側もその事件の内容を争ってなかったりすると、被害者の供述調書があれば中身は分かるので、無理して呼んでくれ、証人として呼ぶべきだと、弁護側としてそんなに強く言えないところもありますので、裁判員の方には、もうちょっと核心部分を知りたいのに、その機会がないというところで、モヤモヤしたものが残ってしまうことがあるのが、裁判員裁判の難しいところなのかなと思っています。

司会

弁護人としての御苦労があるということですね。

弁護士

そうですね。なかなか思ったようにはいかない部分もあります。

6 番

今、インターネットの時代なので、私たちの質問を保健師に何か聞きたいことがあったとして、メールとかで聞けば、10分で返事が来るような時代なので、そういったものは使わないのですか。

司会

やっぱり人の話を聞くときは、目の前で表情とかそういうのを見ながらということがありますし、あとメールのやりとりですと、この回答だったらこれも聞きたいと思ってもすぐにはできないですね。そういったことがあるので、特に刑事裁判では、法廷で御本人から聞くことを大事にしています。

## 5 検察官の論告、弁護人の弁論は分かりやすかったか

司会

それでは、論告・弁論について、お聞きしたいと思います。証拠調べが終わりますと、その結果を踏まえて、検察官と弁護人が論告・弁論で意見を述べることになります。お聞きしたいのは、この論告・弁論の後に、すぐ評議が始まります。その評議をする基礎として役に立ったのかどうかという辺りです。あるいは評議のときに、論告・弁論を見返しながら評議をしたとか、考えを整理するのに役立ったかどうか、そういった角度から一言ずつお聞きします。

6 番

評議に関する感想ということによろしいですか。

司会

論告・弁論のメモが配られると思いますが、それが評議をするときに役に立ったかどうかというところです。

6 番

それは、もちろん役に立ったと思います。どんな小さな資料でも、その後の評議するときの足がかりになると思います。

5 番

論告・弁論は、検察官と弁護人の思いが入るものですが、私の事件の中では、検察官の思いがやや弱かったと思うのです。というのは、検察官が、もしこの中で、父親というか、夫が被告人を処罰することを望んでいたんですけれども、証人として出ていないんです。もしもこれで出ていれば、私の心は夫の方に

傾いたんだと思います。ところが、それがなかった。弁護人の思いは、非常に長い文章で、ストーリーもあって、何とか助けてあげたい、この人がこれだけ苦しんで殺人を犯してしまったんだ、何とか救いたってという弁護人の思いが非常に伝わってきたと感じました。

4番

評議をするに当たって、責任能力や量刑を特に決めるときには大いに活用させていただいたので、すごい分かりやすかったと思います。

司会

3番さんの場合は、量刑が争点の事件で、弁護人の弁論には量刑のグラフのようなものが、引用というか、印刷されていたと思うのですが、それが役に立ったかどうかという点はいかがでしょう。

3番

どういう山があるのかっていうのが分かるので、役に立ちました。

司会

それ以外に、何か論告・弁論が評議でこういう点で役に立ったとか、その点ありましたらお願いできますか。

3番

もう一度、どういうところを争うかを整理する資料としては、役に立ったと思います。

2番

自分は書類を見ながら、もうやらざるを得ない状況だったんですが、今改めて見てみて、論告と弁論に用意された書類がかなり落差があるなど。こっちが良くて、こっちが悪いという話題ではないんですが、別々の方がやられているんで、差というのはどうしても出ると思うんですけど、弁論がすごいシンプルで分かりやすいといえそうですけど、シンプルすぎるような気がします。論告は、普通ではあると思うんですけど、文章が長くてちょっと見づらい、もうちょっと

行間を空けていただけたら読みやすいと思います。

1 番

やはり一般の人が判断するのには、とても簡潔にまとめてあって、とても助かりました。

司会

これは、1番さんの事件ですと、被告人が犯人であることを指し示す事実というのが挙げられていて、その見方を弁護人が争っていたと思うのですが、そういうのを見ながら一個一個評議をしていくという、そんな感じなんですか。

1 番

はい。

## **6 報道機関からの質問**

司会

それでは、報道機関から裁判員経験者の皆さんに質問をお願いいたします。

読売新聞

我々が事件を取材する中で、一部の捜査員の方が供述とかを発表すると、裁判員裁判の量刑や判断に影響が出るといった主張をしていますが、裁判員の方にとって、そういうことはあり得るのかどうかを伺いたいと思います。質問の趣旨としては、捜査段階で供述を発表すること、供述が報道で出ること、裁判員裁判に影響が出るのかということに関してです。

司会

それも含めて、捜査段階の報道が何か影響するかという、それに特化しなくて、もう少し大きめの方が恐らく答えやすいのかなと思うので、よろしいですか。

読売新聞

はい。

司会

皆様が御担当された全ての事件が新聞で報道されているのかどうか、存じ上げ

ないのですけれども、実際に裁判員選任手続に来たときに、この事件ですと言われたら、中にはあの事件だと新聞で見た事件だと思った方もいらっしゃると思うのですが、それが何か影響するのかどうかという辺りの記者からの御質問なんです、いかがでしょうか。

### 3番

私の事件は、そういうのはなかったもので、実際に影響はないのですが、実際にそういう大きい報道がされるようなもので、そういう報道を見てしまったら、多分影響するんじゃないかなと。どのぐらいの幅かは分かりませんが、全く影響はないということではなくて、やっぱりその前提条件というか、そこを鑑みてしまうという部分はあると思います。

### 6番

私が担当した事件については、私は新聞を全然見てなかったもので、真っさらな気持ちでできたと思うのです。でも、もっと大きな事件で、実際には事件が起きたときに、自分が裁判員になるということを知らないと思うのです。ですから、自分がこの事件の担当になると分かれば、もっと注視してテレビとかニュースとかも見ちゃうと思いますが、実際には、割とニュースの事件の上っ面だけを見ていると思うのです。でも、すごく大きな事件で、後になって、あなたがあの裁判員になりますと言われたとき、センセーショナルな犯人の人となりみたいなのを繰り返しニュースとかでやっていると、やっぱり心の中に、あの人は、すごく何かちょっと変わった人、洗脳されている人というのが記憶として残っていくと思うのです。何にもない真っさらな状態でその人を見るというのは難しくなると思います。

### 司会

そんなに大きい扱いはないニュースだったら、そんなに影響はないと思うけれども、ニュースが繰り返し、あるいは深く報道されてしまうと、影響があるかもしれない、そんな感想でしょうか。

6番

例えば、今話題となっている9人を殺害した事件になると、とてもそんなフラットな気持ちでは見れないと。

読売新聞

裁判官の方は、事前に報道内容は加味しないように、そういった説明はされるのですか。

裁判官

判断の基礎となる資料は証拠だけですと。インターネットとか新聞記事は、仮にもし見たとしても、それは考慮に入れないでくださいということは、最初の手続が始まる時もそうですし、裁判員裁判の裁判員の方が決まった段階でもそうですし、折に触れて説明しています。

読売新聞

6番の方は、それを踏まえても、多少大きく報道されると、やっぱり影響されてしまう部分もあるかもしれないってということですか。

6番

例えば、今、あなた赤い風船を想像しないでくださいと言われて、赤い風船を想像しないでいられないじゃないですか。多分そういうことだと思います。

読売新聞

次の質問に移ります。裁判員を経験されてから、やっぱり事件とか裁判の報道を注視するようになったかどうかをお聞かせください。

2番

先ほど言ったように茨城版の裁判の部分は見えています。一緒に審理をした裁判官が扱った事件がどうなったかとか、茨城に関するものは、ずっと追いかけている感じです。

5番

やっぱり新聞報道とかで、刑が決まったときに、執行猶予付きだとか、あとは

実刑で何年というようなものが出たときに、自分たちが携わった経験に基づいて考えると、やはり妥当だなと感じることがあります。

例えば、8年の刑が出る場合と、14年の刑が出る場合を見たときに、その新聞の中身を見ていて、こういう内容だったら14年は当然だろうなと感じられました。

あと、経験して思ったのは、裁判官と裁判員の票の重さがイコールだったことを常に重く受け止めています。最終的に異論が出て多数決になった場合です。そのときに、私の1票と裁判官の1票というのは同じ重さというのを、やはりもっと広くみんなに知っていただきたいと思います。裁判員はこんなに大事なことだというのをまだほとんどの方があまり知っていないのではないかと感じています。

#### 読売新聞

最後に、報道で容疑者が逮捕されたという記事を見たときに、容疑者の見解とか、容疑者の供述内容が報じられている場合と報じられていない場合というのは、一般の読者の方からしてみると、どのような印象を持つかということをお伺いします。

#### 司会

必ずしも、裁判員ということではないですね。

#### 読売新聞

裁判員の経験をされた方の意見というのもお聞かせください。

#### 2番

自分が思うのは、本当にそう言ったのかな、言ったとしても、ニュアンスが違うのではないか、違うように伝わっているのではないか等多々思うので、ただ、鵜呑みにされている方がたくさんいるような気がするので、何もない方がいいんじゃないかなと自分では思っています。

#### 5番

その事件にもよるとは思いますけれども、できるだけ情報はあった方がいろいろ

なことを判断する上で必要だと思います。

#### 読売新聞

5番の方、それは供述も含めて、いろいろな情報がニュースで報じられていた方がいいと捉えていますか。

#### 5番

そうですね、情報が不足することによって、その事件を知った人が判断できないと思うのです。やはり細かい内容とかが新聞の記事の中で見ることによって、いろんな情報を得られますので、私は読者として情報を得たいと思います。

#### 朝日新聞

2番と5番と6番の方にお伺いします。いずれの事件も亡くなった方がいて、裁判の証拠の中で御遺体の写真は、証拠として使われましたか。

#### 2番

遺体らしき写真というのはありましたが、顔が覆われていたりしています。証拠写真としてはあったと思います。リアルではない感じのものがありません。

#### 朝日新聞

写真が使われてない場合には、イラストとかで代用されたと思いますが、それについてはどうですか。先ほど被告人質問のときに、赤ちゃんの人形が出てきて実演して、それがすごい生々しかったとありましたが、例えば、遺体の写真がない方がいいとか、あるいはもっとリアルな現場を見たかったとか、いかがでしょうか。

#### 司会

5番さん、6番さんの御担当の事件ですと、そもそもイラストもあったかどうかはまだちょっと分からないわけですが、その辺りは何か、亡くなった被害者そのものに関する証拠としては、何かこれはちょっとしんどかったとか、あるいは逆に、これはあった方がよかったのではないかと、そういう感想はございますでしょうか。

5 番

私の事件の場合は、7月の末に首を絞めて、亡くなったのが8月の末なんですね。ですから、その遺体というのを載せる必要はなかったんだろうと。

司会

イラストも含めて、なかったということでしょうか。

5 番

なかったです。

6 番

なかったのですが、なくてよかったと思います。絵があれば、女性からすると、赤ちゃんが亡くなっている写真とか、もし出されたらかなり厳しいものがあったと思うのです。人形でもドキッとしたぐらいですから、なくてよかったと思っています。

朝日新聞

それは刺激がちょっと強すぎるからですか。

6 番

そうです。

朝日新聞

2番の方にお伺いします。顔に覆いがしてあって、ちょっとリアルじゃなかったとおっしゃってるのですが、リアルじゃないことについては、どう思われましたか。

2 番

裁判員裁判で倒れられた方がいると聞いたことがありますので、よく考えて、加工されていたかどうか分かりませんが、顔の表情がすごく見えたとか、そういうのはなかったわけですが、マッサージチェアでどの位置でどんな感じで殺されたのかというのは、あれを見れば分かるので、イラストではリアルには描けないのではないかなと思うので、証拠の写真としては、ああいったような感じかなと

思うのです。

朝日新聞

それは、実際の写真が証拠としてですか。

2番

多分実際の写真だったと。ただ、顔の部分はちゃんと隠されていてみたいなの、ただ、ここにこういうマフラーみたいなものがあったとかっていうのは、分かりやすくなっていました。

朝日新聞

最後の質問です。今ここにいらっしゃる方、皆さん五つの事件に参加されていて、いずれの事件も強盗致死や強姦、被害者がいる事件で、証人が出廷したと思いますが、裁判員として参加する中で、被害者に対して、ちょっと可哀想だなとか、あるいは被告人に対して、こんな悪い人なんだなとか、そういう感情を持った場面というのありましたか。

3番

どちらの方にもちょっと気の毒って思った部分がありました。被害者も、やっぱり精神的にショックを受けているなというのも分かりましたので、そういうところを見ると、気の毒だなと思うところがありました。

4番

傷害を受けた方が何人かいらっしゃって、1人の方が、その傷害の影響ではないと思うのですが、車椅子でお見えになったので、ちょっと痛々しいとか気の毒とか、その事件が原因でなくても、もともと車椅子なのかもしれないんですけど、ちょっとそういうような印象を受けました。

5番

被害者は2か月の赤ちゃんだったので、最初、非常に赤ちゃんが可哀想と思っていたのですが、途中から被告人の精神的疾患に話題が変わっていったときに、こういう大変なことがあるんだなっていうことを少しずつ分かってきて、何とか

助けてあげたいっていう気持ちを感じました。

6 番

被害者は赤ちゃんなので、相当苦しい思いをしたんだろうなっていう気持ちでしたけど、結局お母さんは加害者であり、誰も自分のことを分かってもらえていないという意味では、被害者なのかなという気持ちになって、だんだん被告人に対して同情的な気持ちになっていくのは確かでした。

1 番

被告人が無罪を主張している裁判だったんですけど、裁判中も服役中ということで、決定的な証拠がない事件だったので、判断するのに、もし間違った判断をしてしまったら、また服役が長くなるということを考えると、ちょっと同情というか、迷いがありました。

## 7 これから裁判員になられる方々へのメッセージ

司会

最後の話題事項ですが、これから裁判員になられる方々へのメッセージということで皆様から一言ずつお願いしたいと思います。

1 番

経験させていただいて、最初は不安だったんですが、でも役に立ったというか、よい経験をさせていただいたので、選ばれたときには是非参加していただきたいと思います。

2 番

1 人でも多くの方に出ていただきたいと思います。仕事があつて、なかなかつていうのはあると思うのですが、やはり国民全体で考えていかななくてはいけないと思います。

最初ちょっとお話したのですが、最近で言えば、9人殺害の事件がどうなるのかなど、死刑になるのかならないのかとか、そういう様々な国民が思っている刑の軽さ重さ、法で決まっている軽さ重さというのに、やっぱりずれがあるような

気がするので、そういうことの修正も含めて、1人でも多くの方に出ていただく必要があるのではないかなと思っています。

3番

私もなるべく多くの人に経験していただきたいと思っています。みんな分かってない部分もあるんで、経験した人はそれを広めていけばなと思っています。

4番

私もできるだけ多くの人に協力してもらいたいと思います。仕事されている方は、それなりに仕事で制限があると思うので、職場の上司の方の理解とかもやっぱり必要な状況になると思うのですけれども、社会全体でそういう理解がだんだん広がっていったらと思います。

5番

自分一人で結論を出すものではなくて、複数の人で結論を出していくものなので、とにかくもし選ばれたら、知識とかそういうのはあまり必要ないので、選ばれたらもう参加すべきと思っています。

6番

私もそう思います。あと、今日ここに来られてる方というのは、多分裁判員制度をポジティブに捉えている方ばかりがここに来られてると思うのです。例えば、もう関わりたくないという人は、ここに出てこられていないと思うのです。できたら、そういう方たちの意見も、アンケート形式か何かで、文書か何かでお取りになった方がいいかなと思いました。

## 8 最後に

司会

最後に検察官、弁護士、裁判官から本日の感想などを伺います。

検察官

本日、お話を聞かせていただいて、皆さんが裁判員に参加して、犯罪のことをそれまでよりもよく考えるようになったとか、報道を見たり、あとは周りの方に

話をしたとかいうのをお聞きしました。

検察官としましては、やっぱり犯罪がなくなればいいと思って仕事をしていまして、そういう犯罪のことを興味を持ってというか、身近なもので、こういうのはいけないことなんだということを皆さん感じてもらって、少しでも減っていけばなど、出席していて思いました。

私の方は、犯罪が起きた後に、どうやって立証していくかというような話、そういう仕事なんですけれども、今日の話の踏まえて、分かりやすく立証していけるように工夫していかなければなど思った次第です。

#### 弁護士

今日は、貴重な意見をたくさん聞けてよかったと思っています。弁護人も、ただやみくもに不本意な見解を被告人のために言ってあげるというスタンスなわけではないです。私は、基本的には、やっぱりきちんとやったことの償いをしましょう、きちんと立ち直りましょうということを本当に常に思って、二度ともうやらないようにとか、被害者のためにきちんとやれること、弁償をきちんとやろうというスタンスで、やっているつもりなんです。

弁護人は、ひどい事件を担当して、その事件が報道されたりすると、そんな奴の弁護をするのは何事だと捉えられがちですが、裁判員裁判に参加していただいて、実際に事件の中身を見ていただいて、本当に深いところまで突っ込んで見ていただいて、真剣に考えていただける機会というのは、本当に貴重だと思っています。日頃、裁判員裁判を見ていて思うのは、すごく真剣に見てくれているというのが、裁判員の方とお顔を見ながら私もやっけていて、すごくよく分かってくれるのではないかと感じながらやっているのですが、このような機会に話を伺えると、より一層、本当に深いところまでよく見ていただいて、考えていただいて、なおかつその経験を他の一般の国民の方にも、どんどん経験していただいた方がいいという意見の方がすごくたくさんいらっしゃるということを知ることができるのが、すごく嬉しいことでもあります。ましてや、ここにわざわざ来てくださ

る方というのは、事件は終わっているわけですから、本当にありがたいと思っております。

これからも、様々な方に経験していただけたらなとも思っております。

#### 裁判官

本日は、貴重な御意見ありがとうございました。赤ちゃんの首を絞める状況を再現したのが相当ショッキングだったとお話がありましたが、私の記憶だと、再現した様子を撮った写真が法廷で示されたのではないかと思いますが、そういったところがショッキングだったというのは、非常に、私もそんなに気付いてなかったもので、いい気付きを得られたなと思います。

今日お話いただいた内容を事件を担当される検察官、弁護人にもこういった話がありましたということをお伝えながら、今後の事件処理に生かしていきたいと思っています。

#### 司会

それでは、以上をもちまして、本日の意見交換会を終わらせていただきます。本日は貴重な御意見をいただき、本当にありがとうございました。